

ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定1版に対してお寄せいただいたパブリックコメントへの対応

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定1版(パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定1版	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
1	(全般)	審査員	今回のように現行で審査認証継続中の版に対して、さらにGFIS要求を受け入れた改訂された際は、Ver呼称の正式な規則を決めてほしい。	ご意見について、今回の改定はGFSIの再承認審査の結果、基準を変更しなければならない改定となるため、前回の承認審査と同様、元の版に「改定第1版」と加え版番号とすることにした。	
2	8.2(5)a)	認証機関	少数の定義が不明確。 サンプリング農場数が少ない団体の場合、例えば団体の都合で1日目に団体事務局審査が実施できない場合、サンプリング農場3件のケースでは2件を事務局審査の前に実施することになる。これは少数にはあてはまらないと思うが、実際に起こりうる可能性はあると考えている。	ご意見について、8.2(5)a)の意図は団体事務局の審査を農場・農産物取扱い施設の審査の前に行うことが原則である。必要に応じては、認証機関が団体認証審査を適切に行うために団体事務局より先にサンプリング農場・農産物取扱い施設の審査を実施することが適切と判断した場合であり、その数は認証機関が判断することになる。	
3	8.3(3)	認証機関 審査員	・審査報告書として、チェックリストを農場へ提出することとなっているが、チェックリストは、客観的証拠を記載するとともに審査員のメモおよび次回審査員や認証機関への申し送り事項などの備忘録という役割もあり、そのまま農場へ提出するものとしては、そぐわない内容が含まれている。 ・大量のチェックリストを農場へ提出しても、農場に有益な情報とはならない。ベンチマーク要求事項5.15は「認証プログラムオーナーは、不適合がない場合であっても、認証プログラムの審査要求事項のそれぞれの主な節の要旨および/または要約が審査報告書に組み込まれることを確保しなければならない。」と規定されており、チェックリストを審査報告書に組み込むことを求めている。現在使用している審査報告書のひな形に、主な節の要旨または要約を追加すればよいのではないかと。	ご意見について検討した結果、基準文書を以下のとおり変更する。 「8.3(3)(3)審査員は、審査結果をチェックリスト(*1)に記録し、不適合一覧および審査報告書(*2)を作成する。審査員は、不適合一覧を審査終了後に提出しなければならない。また審査員は、審査報告書を審査終了後10営業日以内に提出しなければならない。不適合一覧には、不適合の明確で正確な内容が含まれていなければならない。 認証機関は、認証書を翻訳する可能性も含め、審査報告書作成の手順を作成する。 (*1)チェックリストとは、「管理点と適合基準」のすべての管理点に適合、不適合等の判断および客観的証拠を記したものをいう。 (*2)審査報告書は、協会が作成したひな形に記載された項目が含まれていなければならない。 現在、認証機関が農場・団体に提出している審査報告書のひな形をベンチマーク要求事項パートII 5.15および5.17に基づき修正し対応することとし、チェックリストを農場・団体に提出することは求めないこととする。 審査報告書のひな形を以下の通り修正した。 ○BR5.15に基づき要求事項(管理点と適合基準)の主要な節の要旨を記載する欄を加えた。 ○BR5.17「認証プログラムオーナーは、GFSIの承認スコープに関連する認証プログラムの所定の全ての要求事項が審査中に評価されたことを示す証拠が審査報告書に含まれ、評価の結果が審査報告書の中で明確に表明されることを確保しなければならない。」に基づき、すべての要求事項が審査中に評価されたことを示すために、審査結果の欄を修正した。	

No.	ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定I版(パブリックコメント版)			ASIAGAP総合規則Ver.2.3改定I版	
	章・項目番号	提案者	問題点・疑問点・改正提案	対応	章・項目番号
4	8.4(1)	認証機関	<p>「特に、レビュー及び判定日から前後3年以内は、レビュー及び判定を担当した農場・団体に対しコンサルティング(*)または商品の販売等の営業活動を行ってはならない。テクニカルレビューアー(審査の結果をレビューする者)及び審査結果の判定を行う者は、審査を実施した者以外が担当しなければならない。」</p> <p>レビューアーと審査結果の判定者が、3年間審査をしてはいけないように読み取れます。別の文章とわかるように(1)、(2)と分けて記載した方が宜しいかと思えます。</p>	<p>ご意見を受けて、「テクニカルレビューアー(審査の結果をレビュー)及び…担当しなければならない。」の一文を改行することとした。</p>	
5	補足文書	審査員	<p>本補足文書は、「団体を構成するサイト」の審査に関するサンプリング計画に関するものであると認識しました。ところが、2および3においては、「複数サイト認証」について、規定されています。複数サイト認証となると規模の大きな農場などの場合、個別認証でも該当する場合があると考えられるので、本文書も目的が「団体認証」に関するものなのか「複数サイト認証」に関するものなのかがわかりにくいです。</p>	<p>ご意見を受けて、「ASIAGAP総合規則 Ver.2.3 8.2(5)b)に関する補足文書」を以下のように修正する。</p> <p>2.リスクとみなされる品目または活動 (BR6.28) ASIAGAPでは、以下の品目または活動を高リスクとし、<u>団体</u>認証を認めない。</p> <p>3.審査が一巡する期間 (BR6.29) および非通知のサンプルサイズ (BR6.30) リスクレベル4について、(<u>団体</u>認証は認められない)とする。</p>	

*今回の改定案との関連が薄いと思われるコメントは対応表に掲載していませんが、必要に応じて事務局よりご連絡をする場合がございます。